

第6章 歴史文化保存活用区域

第1節 歴史文化保存活用区域について

歴史文化基本構想における歴史文化保存活用区域とは、「不動産である文化財や有形の文化財だけでなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域」とされている（『「歴史文化基本構想」策定ハンドブック』p45）。ここでは、文化財を核として文化的な空間を形成している、あるいは形成するための区域とされ、文化財を保護するために規制を掛ける区域ではない。つまり様々な文化財を空間的な広がりをもって活用するための区域ということができる。

本市においては、文化財を核とした文化的な空間を形成する際の主役は、地域住民であるとの認識から、地域的なまとまり及び歴史的な経緯を踏まえた地域設定を行い、歴史文化保存活用区域として文化的空間の形成を図ることとする。

第2節 歴史文化保存活用区域の設定

1 歴史文化保存活用区域設定の枠組み

東広島市を構成する9つの町は、それぞれ歴史的な経緯を踏まえて形成された自立的な自治体であった（昭和49年合併の西条町、八本松町、志和町、高屋町、平成17年合併の黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町）。自治体としての実態を失った現在においても、旧町単位の枠組みは残されている。これらの地域的枠組みは歴史をたどると古代の賀茂郡や豊（沙）田郡の「郷」にまで遡ることができ、西条町・八本松町域の賀茂郷・木綿郷・大弓郷、志和町域の志芳郷、高屋町域の高屋郷・造果郷、黒瀬町域の訓養郷、福富町域の訓芳郷、豊栄町域の能美郷・安宿郷、河内町域の入農郷・登能郷、安芸津町域と推測される香津郷がそれぞれほぼ町単位にある程度のまとまりを持っていたことがわかる。江戸時代の賀茂郡は、各村々が一定のまとまりをもって組分けされており、西条・八本松町域の「西條庄」、志和町域の「志和庄」、高屋町域の「高屋庄」、黒瀬町域の「黒瀬郷」、安芸津町域の「浦辺筋」と呼ばれている。このように、各町は歴史的な背景をもとにある程度の地域的まとまりを有しており、また、それぞれの地域には、そのような背景のもと、数多くの文化財が集積している。それに古代から近代に至る歴史的な経緯を加味して区域設定することが活用を図る上で有効であり、文化財周辺の環境整備を行う上でも効果が高いと考えられる。

2 歴史文化保存活用区域の設定

前項の枠組みを踏まえて、本市歴史文化基本構想では、歴史文化保存活用区域を次の8地区に設定する。

- ①西条・八本松エリア（古代は賀茂郷・木綿郷など、近世は西條庄であり、一体的に発展してきた地域）
- ②志和エリア（古代は志芳郷、中世は志芳庄、近世は志和庄、現代は志和町で歴史的に一体的なエリア）
- ③高屋・入野エリア（古代は高屋郷、造果郷、入農郷。中世は国人平賀氏の領域、近世は高屋庄で入野川流域）
- ④黒瀬エリア（古代は訓養郷、近世は黒瀬郷、現代は黒瀬町で歴史的に一体的なエリア）
- ⑤福富エリア（古代は訓芳郷、現代は福富町として一体的なエリア）
- ⑥豊栄エリア（古代は能美郷、安宿郷、備後国世羅郡などが混在しているが、現代は豊栄町として一体的なエリア）
- ⑦河内エリア（古代は登能郷、沼田川流域エリア）
- ⑧安芸津エリア（古代は香津郷、中世は三津三浦、近世は浦辺筋、現代は安芸津町として一体的なエリア）

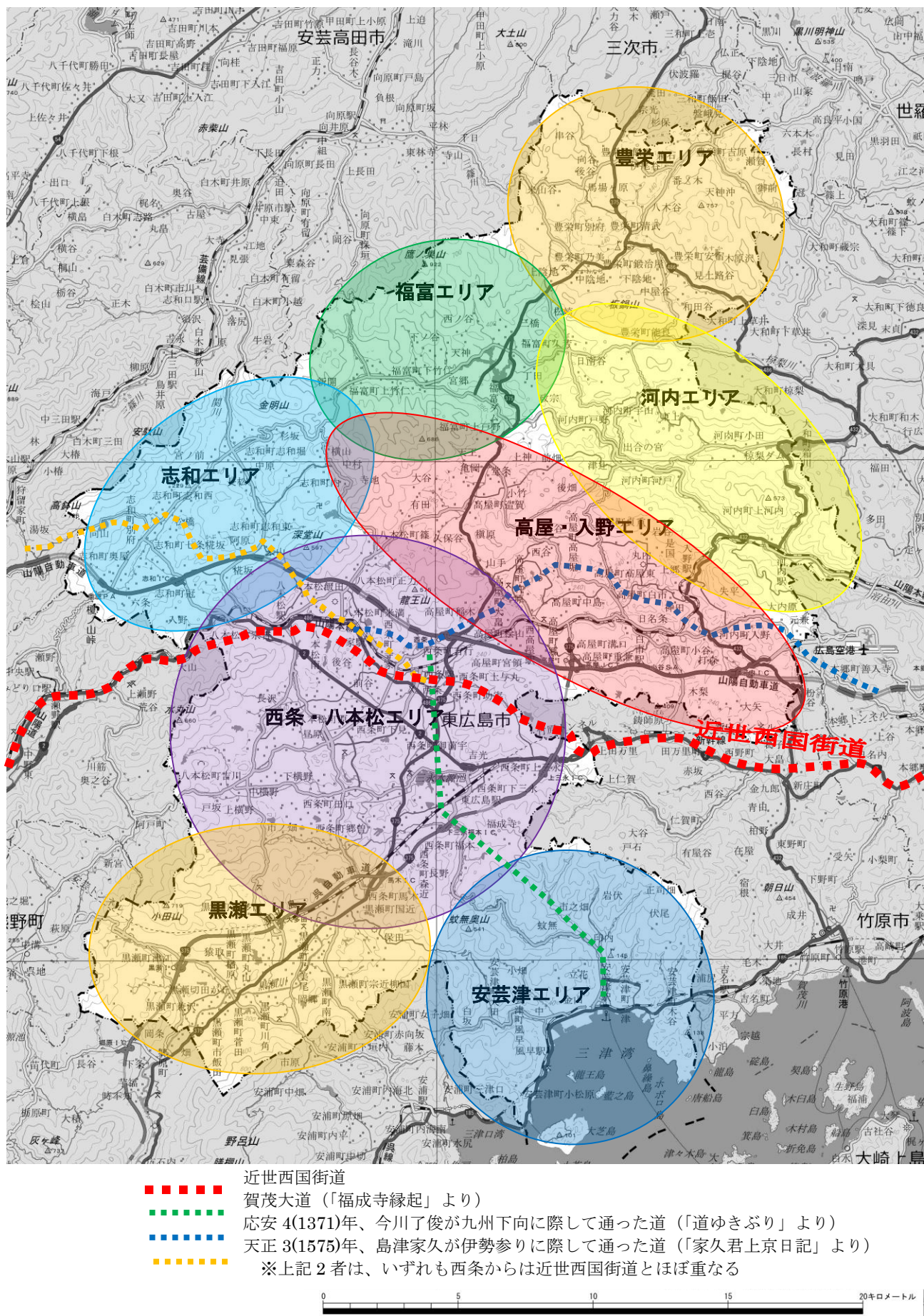


図 6-1 東広島市歴史文化保存活用区域

第3節 歴史文化保存活用区域と取組みの方針

1 歴史文化保存活用区域の保存・活用に関する取組みの方針

(1) 区域の特性に応じた取組みの推進

①. 歴史文化保存活用区域の文化財を活かしたまちづくりへの共通理解と機運の醸成

本市における歴史文化保存活用区域は、地域に存在する様々な文化財を空間的な広がりをもって活用するための区域である。そこに存在する文化財は、地域の住民に認識されて始めてまちづくりに活用することが可能となる。そのためには、文化財がまちづくりや地域のアイデンティティの形成に欠かせないことを共通理解として深め、文化財を通じたまちづくりの機運を醸成することが必要である。

②. 区域ごとの文化財と取組みの検討

これらの区域は、歴史的なつながりによって設定された区域であり、地域住民にとっても身近な区域といえる。それぞれの区域には特色ある文化財が数多く存在しており、区域ごとにそれら文化財に対して的確な保全と活用の取組みが求められる。下表 6-1 は、住民自治協議会へのアンケート調査や文化財の基礎調査等によって明らかになった区域に存在する多様な文化財の一部である。それぞれ地域において重要とされる文化財をその周辺環境とともにどのように保存・活用していくのか、区域の特性に応じて地域住民とともにその方策を検討するものとする。

表 6-1 保存活用区域と区域内の主要文化財

	保存活用区域	区域内の主要文化財	
①	西条・八本松エリア	有形文化財	西条の酒蔵群、安芸国分寺の仏像・建造物、円通寺本堂、教善寺本堂・庫裏、御建神社本殿・鳥居、新宮神社本殿・随神像、中の埴隧道、八本松八十八石仏、妙福寺本堂、慶徳寺銅鐘、福成寺本堂内厨子及び須弥壇、長福寺薬師如来座像・十二神将像
		民俗文化財	盆踊り、トンド、酒造り唄、酒造りの道具、化粧菰樽の道具、タバコ乾燥庫
		記念物	三ッ城古墳、古代山陽道、安芸国分寺、鏡山城跡、曾場が城跡、槌山城跡、前垣氏庭園、吾妻子の瀧、武士の瀧、福成寺の巨樹群、三永のサルスベリ、オオサンショウウオ、西条層の露頭
		伝統的建造物群	西条酒蔵通り、赤瓦・居蔵造の散居村落
		文化的景観	西条の酒蔵群と旧宿場町の景観、赤瓦・居蔵造の散居村落景観
②	志和エリア	有形文化財	大宮神社宮蔵、並瀧寺本堂・庫裏、西方寺本堂、時報塔、並瀧寺地藏菩薩半跏像、報恩寺釈迦如来座像、二宮神社獅子・狛犬、大宮神社懸仏、並瀧寺唐絵涅槃像、大宮神社紙本墨書大般若経、大宮神社五部大乘経、市中神社銅鐘
		民俗文化財	宮踊り、新宮踊り、月見踊り、トンド

		記念物	米山城跡、生城山城跡、金明山城跡、石井城跡、すくも塚、二宮神社のクスノキ、中原神社のケヤキ
		伝統的建造物群	堀市の町並み、赤瓦・居蔵造の散居村落
		文化的景観	堀・内地区の棚田と散居村落の景観
③	高屋・入野エリア	有形文化財	旧木原家住宅、竹林寺本堂、竹林寺の仏堂、福岡八幡神社本殿、住吉神社本殿、頭崎神社本殿、土宮神社本殿、養国寺本堂、西品寺本堂、竹林寺縁起絵巻、竹林寺木造地蔵菩薩半跏像、八王寺観音、鏡像、僧行賢関係遺品、杣木の石造地蔵菩薩立像、竹林寺の石造物
		民俗文化財	白市歌舞伎、猪子、トンド、神明さん、奉納相撲、巫女舞、神楽
		記念物	仙人塚古墳、白鳥神社、胡麻古墳群、西本6号遺跡、平賀氏の遺跡、小谷焼窯跡、新開城跡、瀧城跡、鷹巣城跡、入寺の瀧、鶴亀山の社叢、西条層の露頭
		伝統的建造物群	白市の町並み、迫田と赤瓦・居蔵造の民家群
		文化的景観	白市の茶畑の景観、高屋堀の迫田景観、入野川の蟹カゴ漁
④	黒瀬エリア	有形文化財	慶雲寺観音堂厨子、五神社本殿、樋之上八幡神社本殿、門前神社の懸仏、大多田八幡神社の懸仏、樋之上八幡神社の懸仏・棟札、三島神社奉納俳額、内畠堯園襖絵
		民俗文化財	トンド、報恩講の行事、葬時料理
		記念物	保田古墳群、岩幕山古墳、岩山城跡、二ツ山城跡、海老根城跡、旧佐々木屋敷跡、小田山、中黒瀬のセンダン
		伝統的建造物群	赤瓦・居蔵造の散居集落
		文化的景観	
⑤	福富エリア	有形文化財	正覚寺本堂、岡山八幡宮本殿、明眼寺本堂、森政神社拝殿、躑躅の太鼓
		民俗文化財	吹囃子、猿田彦、獅子舞、巫女舞、神楽
		記念物	小松谷古墳群、堀城跡(久芳)、堀城跡(戸野)、長尾城跡、阿良井城跡、穴戸城跡、高塚城跡、竹仁のシャクナゲ群落、岡山八幡神社の社叢、鰐淵の瀧、鷹巣山のブナ林
		伝統的建造物群	赤瓦の散居集落
		文化的景観	赤瓦の農家と田園の景観
⑥	豊栄エリア	有形文化財	本宮八幡神社拝殿・本殿、瀬賀八幡神社本殿、紙本墨書大般若経
		民俗文化財	五行祭、獅子舞、巫女舞、梶子姫伝説、吹囃子、吉原神祇
		記念物	宮が迫古墳、塔の岡古墳、大平山古墳群、六日市古墳群、天神原古墳、乃美茶臼山城跡、宇津山城跡、砂走城跡、

			門田城跡、吉末城跡、杉城跡、瀬賀城跡、畝山神社の巨樹群、本宮八幡神社の社叢、飯田のナシ、蓮教寺のアスナロ、オオサンショウウオ、カスミサンショウウオ、エヒメアヤメ、苦の辻中生代魚類化石産出層
		伝統的建造物群	赤瓦の散居集落
		文化的景観	赤瓦の農家と田園の景観
⑦	河内エリア	有形文化財	深山変電所本館、廃真光寺宝篋印塔、小田八幡神社逆修板碑、廃専光寺文明板碑、廃東光寺薬師如来座像・十二神将像、安広八幡神社神輿
		民俗文化財	小田神楽、宇山民謡、沼田川の川漁
		記念物	小田城跡、河内茶臼山城跡、田屋城跡、障子ヶ嶽城跡、常友城跡、下高城跡、下鷹城跡、虎御前の墓
		伝統的建造物群	中河内の町並み
		文化的景観	宇山の農村景観
⑧	安芸津エリア	有形文化財	榊山八幡神社社殿、日高八幡神社本殿、酒蔵、小松原説教場、木造釈迦如来座像、古面、祝詞山八幡神社棟札、日高八幡神社の狛犬、浄福寺の大般若経
		民俗文化財	三津祇園祭、祝詞山八幡神社大祭の神賑行列、大田首なし地蔵、トンカラリン、拝み岩、シロウオ漁、イカカゴ漁、タコ壺漁、小松原説教場の宗教行事
		記念物	松尾城跡、重信城跡、二馬手塩田跡、ホボロ島、祝詞山八幡神社のコバンモチ群落、モッコク、チシャノキ、蓮光寺の大イチョウ、大芝の褶曲した地層
		伝統的建造物群	三津の町並み
		文化的景観	赤碕のジャガイモ畑の景観、三津湾のカキ筏が浮かぶ景観

2 歴史文化保存活用区域のための小区域の設定

本市では、歴史文化保存活用区域を旧町の枠組みを基準に 8 つのエリアに設定した。これらの区域は歴史的にまとまった区域といえる。さらにより詳しくは、これらの 8 区域の中には、更に中世・近世の村に由来する地域や国・郡を跨いで統合された地域が存在している。それら地域は各区域の中で小学校区あるいは旧大字として存在しており、それを単位に区域内に複数の住民自治協議会が設立されている。これらは地域住民の自治的活動の単位となっており、これら住民自治協議会の活動エリアを歴史文化保存活用区域のための小区域として設定することは、地域の実情、歴史的な環境に最も身近な地域住民が主体となって文化財をその保存されてきた環境とともに保存・活用を図る上で有効と考えられる。